〇〇〇〇地区自主防災組織　防災計画

１　目　　的

　この計画は、〇〇区自主防災組織の防災活動に必要な事項を定め、もって地震その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

２　計画事項

　この計画に定める事項は、次のとおりとする。

　(1) 自主防災組織の編成及び任務分担に関すること。

　(2) 防災知識の普及に関すること。

 (3) 災害危険の把握に関すること。

　(4) 防災訓練に関すること。

　(5) 情報の収集伝達に関すること。

　(6) 避難及び避難所運営に関すること。

　(7) 出火防止、初期消火に関すること。

　(8) 救出・救護に関すること。

　(9) 給食・給水に関すること。

 (10) 避難行動要支援者対策に関すること。

 (11) 他組織との連携に関すること。

 (12) 防災資機材等の備蓄及び管理に関すること。

３　自主防災組織の編成及び任務分担

　災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、また、平常時の活動をより円滑に

行うため次のとおり防災組織を編成する。

４　防災知識の普及・啓発

　地域住民の防災意識の高揚を図るため、次により防災知識の普及・啓発を行う。

 (1) 普及・啓発事項

　　普及・啓発事項は、次のとおりとする。

　 ① 防災組織及び防災計画に関すること。

② 地震、風水害等についての知識（初動対応を含む）に関すること。

③ 家庭における住宅の耐震化、家具の転倒防止に関すること。

　 ④ 家庭における食料等の備蓄に関すること。

　 ⑤ その他防災に関すること。

 (2) 普及・啓発の方法

　　防災知識の普及・啓発方法は、次のとおりとする。

　 ① 広報誌、インターネット、パンフレット、ポスター等の配付

② 座談会、講演会、映画会等の開催

　 ③ パネル等の展示

 (3) 実施時期

火災予防運動期間、防災の日等防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、他の催し

物に付随する形式で随時実施する。

５　地域の災害危険の把握

　災害予防に資するため、次により地域固有の防災問題に関する把握を行う。

 (1) 把握事項

　　把握事項は次のとおりとする。

 ① 危険地域、区域等

 ② 地域の防災施設、設備

 ③ 地域の災害履歴、災害に関する伝承

 ④ 大規模災害時の消防活動

 (2) 把握方法

　　災害危険の把握方法は、次のとおりとする。

 ① 市町村地域防災計画

 ② 座談会、講演会、研修会等の開催

 ③ 災害記録の編纂

６　防災訓練

　大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行えるようにするため、次により防災訓練を実施する。

 (1) 訓練の種別

　　訓練は、個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練及び図上訓練とする。

 (2) 個別訓練の種類

　 ① 情報収集・伝達訓練

 ② 消火訓練

 ③ 救出・救護訓練

 ④ 避難訓練

 ⑤ 避難所運営訓練（避難所体験訓練）

 ⑥ 給食・給水訓練

 ⑦ その他の訓練

 (3) 総合訓練

　　総合訓練は、２以上の個別訓練について総合的に行う。

 (4) 体験イベント型訓練

防災を意識せずに災害対応能力を高めるために行う。

 (5) 図上訓練

　　実際の災害活動に備えるために机上で行う。

 (6) 訓練実施計画

　　訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成す

る。

 (7) 訓練の時期及び回数

　 ① 訓練は、原則として春季及び秋季の火災予防運動期間中並びに防災の日に実施する。

 ② 訓練は、総合訓練にあっては年〇回以上、個別訓練にあっては随時実施する。

７　情報の収集・伝達

　被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集・伝達を次により行う。

 (1) 情報の収集・伝達

　　情報班員は、地域内の災害情報、防災関係機関及び報道機関等の提供する情報を収集

するとともに、必要と認める情報を地域内住民、防災関係機関等に伝達する。

 (2) 情報の収集・伝達の方法

　　情報の収集・伝達は、電話、テレビ、ラジオ、インターネット、有線放送、携帯無線

機、伝令等による。

８　出火防止及び初期消火

 (1) 出火防止

　　大地震等においては、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので、出火防止

の徹底を図るため、毎月〇日を「防災の日」とし、各家庭においては次の事項に重点を

おいて点検する。

 ① 火気使用設備器具の安全確認及びその周囲の整理整頓状況の確認

 ② 可燃性危険物品等の保管状況の安全確認

 ③ 消火器等の消火用資機材の備えと管理状況の確認

 ④ その他建物や室内外の危険個所等の確認と改善

 (2) 初期消火対策

　　地域内に火災が発生した場合、迅速に初期消火を行い、初期に消火することができる

ようにするため、次の消火用資機材を配備する。

1. 可搬式（小型）動力ポンプの防火水槽付近への配備
2. 消火器、水バケツ、消火砂等の各家庭への配備

９　救出・救護

 (1) 救出・救護活動

　　建物の倒壊、落下物等により救出・救護を要する者が生じたときは、ただちに救出・

救護活動を行う。この場合、現場付近の者は救出・救護活動に積極的に協力する。

 (2) 医療機関への連絡

　　救出・救護班員は、負傷者が医師の手当を要する者であると認めたときは、次の医療

機関又は防災関係機関の設置する応急救護所に搬送する。

1. ○○○○病院
2. ○○○○病院
3. ○○○○保健所

 (3) 防災関係機関への出動要請

　　救出・救護班員は、防災関係機関による救出を必要とすると認めたときは、○○を通

じ防災関係機関の出動を要請する。

１０　避難及び避難所運営

　　火災の延焼拡大等により、地域住民の人命に危険が生じ又は生じる恐れがあるときは、

次により避難を行う。

 (1) 避難誘導の指示

　　八街市長の避難指示が出たとき又は、自主防災会会長が必要であると認めたときは、

自主防災会長は、避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

 (2) 避難誘導

　　避難誘導班員は、会長の避難誘導の指示に基づき、地域住民の防災計画に定められた

　避難場所に誘導する。

 (3) 避難経路及び避難場所

 　別添、避難経路図及び避難場所のとおり

 (4) 避難所の管理・運営

　　災害時における避難所管理・運営については、避難所運営マニュアルに従い、八街市、

施設管理者、避難者、災害ボランティア団体等の協力を得ながら行う。

１１　給食・給水

　　避難先等における給食・給水は、次により行う。

 (1) 給食の実施

　　給食・給水班員及び物資配分班は、市からの配付された食糧、地域内の団体等から提

供を受けた食料等の配分、炊き出し等による給食活動を行う。

 (2) 給水の実施

　　給食・給水班員及び物資配分班は、市等から提供された飲料水や、自ら確保した飲料

水により給水活動を行う。

12 避難行動要支援者対策

 (1) 避難行動要支援者の把握

 ① 平常時から、避難行動要支援者（幼少児・高齢者・障がい者等）の把握のため、各

世帯からの情報提供を求めるとともに、隣近所の交流から避難行動要支援者の状況把

握に努め、情報を記録し災害発生に備えることとする。

　 ② 災害発生時に避難状況を把握するため、行政、社会福祉協議会、民生委員、児童委

員、訪問介護員、ボランティア、自治会等と連絡を取り合って避難行動要支援者を把

握する。

 (2) 避難行動要支援者の避難誘導、救出・救護方法等の検討

　　避難行動要支援者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動についてあらか

じめ検討し、訓練等の参考とする。

１３　他組織との連携

　　防災訓練や災害時の応急活動については、他の自主防災組織や災害ボランティア団体

等と連携を図るものとする。

１４　防災資機材等

　　防災資機材等の整備及び管理については、次により行う。

 (1) 配備計画

別添「資機材等配備計画表」のとおり

 (2) 定期点検

　　 毎年○月第○○曜日を資機材の点検日とする。